

(目的)

第1条 この規則は、鯖江・丹生消防組合職員定数条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第6号)に規定する職員のうち消防長が任免する職員の職の名称について定めることを目的とする。

(職名)

第2条 職員の職名は、消防吏員および事務職員とする。
(平26規則1・一部改正)

(補職名)

第3条 前条に規定する職名の補職名は、別表に掲げるとおりとする。

(役職名)

第4条 職員の組織上の職の名称(以下「役職名」という。)は、鯖江・丹生消防組合消防本部の組織に関する規則(昭和54年規則第1号)および鯖江・丹生消防組合消防署の組織に関する規程(昭和54年消防本部訓令第1号)に定める役職名のとおりとする。

(職名等の付与)

第5条 職員には、職名および補職名を付与するものとする。

2 職員は、通常補職名を用いるものとする。

(役付職員)

第6条 組織上の職に充てられた職員は、前条第2項にかかわらず当該役職名を用いることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に第3条に規定する補職名と同一の補職名を有するものについては、この規則の規定による当該職名を付与されたものとみなす。

3 前項の規定によりがたい場合は、辞令を交付するものとする。

附 則(平成13年規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第4号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第4号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年規則第1号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

(平20規則4・全改、平21規則4・平23規則2・平26規則1・令2規則2・令4規則2・令7規則1・一部改正)

職名	補職名	役職名
消防吏員	部長	消防長
	次長	次長、署長
	課長	課長、主幹、副署長、分署長

	参事	参事、署課長、副分署長、分遣所長
	課長補佐	課長補佐、分署長補佐、所長補佐
	主任	主任
	主査	
事務職員	次長	次長
	課長、主幹	課長、主幹
	参事	参事
	課長補佐	課長補佐
	主任	主任
	主査	
	主事	